

小樽市保育士等就労定着支援事業 (補助金交付申請の手引き)



「小樽市公式LINE案内人レッタくん」

令和5年6月
小樽市こども未来部子育て支援課

制度の概要

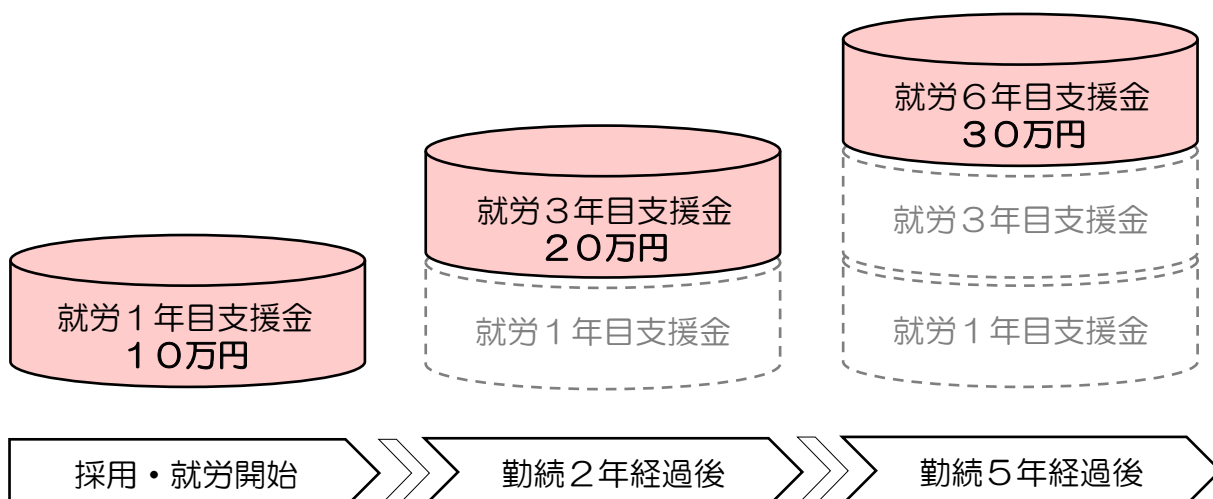
1 制度の趣旨

小樽市内の認可保育所（公立を除く）、認定こども園又は幼稚園（以下「市内保育施設等」といいます。）に採用され、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」といいます。）として就労を開始した方を対象に、採用された際と、採用された施設での勤続期間が一定期間経過した際に補助金を交付することにより、市内保育施設等における人材の確保・定着を支援し、保育士等の不足を要因とした入所待ち児童の解消を図ることを目的としています。

2 補助金の種類と金額

- (1) 就労1年目支援金（採用年） 10万円
- (2) 就労3年目支援金（勤続2年経過後） 20万円
- (3) 就労6年目支援金（勤続5年経過後） 30万円

採用された施設で継続勤務することにより、6年間で総額60万円の補助金の交付を受けることができます。
補助金は、小樽市から直接、申請者本人に交付します。



3 交付対象者

(1) 就労1年目支援金

令和5年4月1日以降に、市内保育施設等に採用され、保育士等として就労を開始した方で、就労を開始した施設で1年を超えて勤務する見込みのある方

(2) 就労3年目支援金

就労1年目支援金の交付を受けた方で、同一施設での勤続期間が2年(24月)を経過した方

(3) 就労6年目支援金

就労3年目支援金の交付を受けた方で、同一施設での勤続期間が5年(60月)を経過した方

4 交付要件

上記の交付対象者が、次の要件を全て満たしている場合に補助金を交付します。

- ①雇用契約上、労働時間が1月につき120時間以上で定められていること
- ②勤務する施設の施設長や施設を運営する法人の役員等ではないこと
- ③市内保育施設等を退職して1年以内の再就職ではないこと
(退職した施設での保育士等としての労働時間が月120時間未満であった場合を除きます)
- ④過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ⑤1年(12月)を超えて継続して雇用されることが見込まれること
- ⑥申請時点において、市内保育施設等で保育士等として在職していること

5 勤続期間の計算

(1) 原則

勤続期間は、市内保育施設等に採用され、就労を開始した日から、その採用された施設において継続して勤務した期間となります。

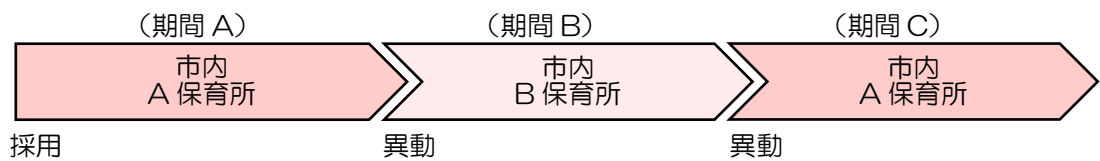
(2) 勤続期間の特例

①同一法人が運営する別の施設へ異動した場合

同一法人内の市内の保育施設等へ異動した場合に限り、同一の施設での勤続期間とすることができます。

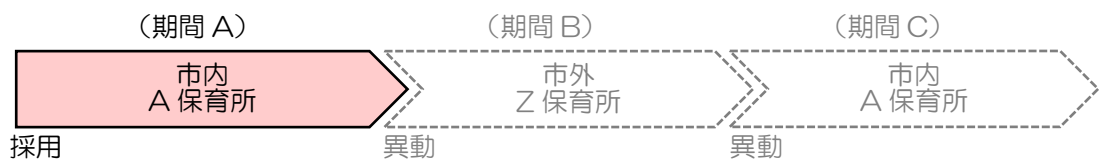
(例1) 同一法人が運営する市内保育施設等に異動した場合

⇒期間 A、期間 B、期間 C の全てを勤続期間として計算



(例2) 同一法人が運営する保育施設以外の施設や、市外の保育所、認定こども園、幼稚園などに異動した場合

⇒期間 A のみを勤続期間として計算

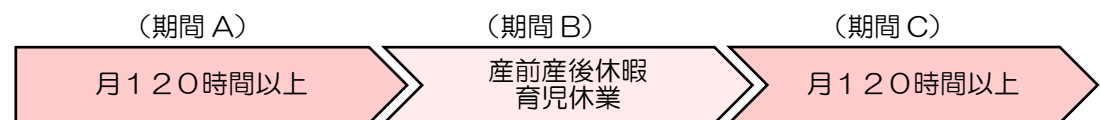


②産前産後休暇や育児休業期間等がある場合

復職後の勤務形態（労働時間）が、休暇・休業取得前を下回らない場合に限り、休暇・休業を取得した期間を勤続期間に含めることができます。

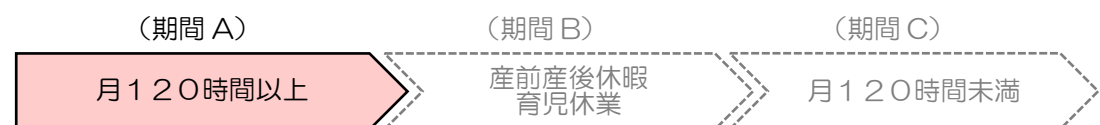
(例1) 休暇・休業前後で勤務形態に変更がない場合

⇒期間 A、期間 B、期間 C の全てを勤続期間として計算



(例2) 休暇・休業後の勤務形態が休暇・休業前を下回る場合

⇒期間 A のみを勤続期間として計算



③勤続期間に1月未満の端数がある場合

15日未満の場合は切り捨て、15日以上の場合は1月とします。

申請から交付まで

1 申請書類等

補助金の交付を受けようとする場合は、申請する補助金ごとに、次の書類を申請期限内（後述）に提出してください。

（1）就労1年目支援金

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②職種に応じた資格・免許を確認できる書類の写し

職 種	保育士	保育教諭	幼稚園教諭
確認書類	保育士登録証	保育士登録証 幼稚園教諭の普通免許状	幼稚園教諭の普通免許状

- ③雇用証明書（様式第2号）
- ④誓約書（様式第3号）
- ⑤振込先口座の通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が確認できるもの）

（2）就労3年目支援金

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②就労1年目支援金の交付決定通知書の写し
- ③～⑤ 就労1年目支援金と同様

（3）就労6年目支援金

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②就労3年目支援金の交付決定通知書の写し
- ③～⑤ 就労1年目支援金と同様

2 申請期限

各補助金の交付要件を満たした日を含めて60日以内に申請してください。
申請期限を過ぎてしまうと、申請を受け付けることができませんので、注意してください。

（令和6年4月1日に採用された方の例）

補助金の種類	要件を満たした日	申請期限
就労1年目支援金	令和6年4月1日 （就労開始年月日）	令和6年5月30日
就労3年目支援金	令和8年4月1日 （勤続2年が経過した日）	令和8年5月30日
就労6年目支援金	令和10年4月1日 （勤続5年が経過した日）	令和10年5月30日

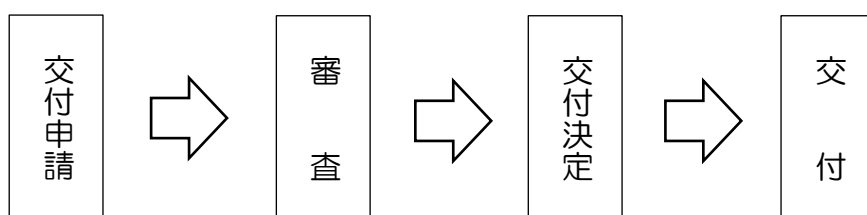
4 交付決定及び補助金の交付

提出していただいた書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。補助金の交付及び支給額を決定した際は、その結果を「交付決定兼交付額決定通知書」により、申請者へ通知します。

審査の結果、補助金を交付しないことを決定した際は、「不交付決定通知書」により、不交付の理由を明示して申請者へ通知します。

交付決定がされた方については、後日、申請時に指定した金融機関口座に補助金を振り込みます。

(申請から交付までの流れ)



5 決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付申請に虚偽もしくは不正の事実があったとき又は、交付要件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

また、補助金の交付決定を取り消された場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただきます。



Q&A

Q1 どのような場合に交付対象とならないのですか？

A1 補助金の交付対象とならない方の具体例は下記のとおりです。

- ・認可外の保育施設に採用された保育士
- ・派遣により勤務する保育士等
- ・施設長（園長）や施設を運営する法人役員などの保育業務に従事せず、管理業務に従事する職員
- ・市内にある認可保育所、認定こども園、幼稚園を退職して1年以内に上記の施設に再就職する方 など

Q2 非正規職員でもこの補助金の交付対象になりますか？

A2 一定の要件を満たしていれば、雇用形態に関わらず交付対象になります。

Q3 令和5年4月1日に採用された新規学卒者です。在学中から採用に向けた準備として、採用予定の施設でアルバイトとして既に勤務していましたがこの補助金の交付対象になりますか？

A3 このアルバイト雇用が、令和5年4月1日の採用に向けた事前準備としての雇用であれば、令和5年4月1日の採用者として交付対象になります。

Q4 事務職や保育助手など、保育士等とは別の職種として勤務していましたが資格を取得したため保育士等として改めて採用された場合は、この補助金の交付対象になりますか？

A4 保育士等として新たに採用され、交付要件を満たすことになった場合は、交付対象になります。
なお、この場合の就労開始年月日は、保育士等として改めて採用された日となります。

Q5 就労1年目支援金の場合、途中で退職した、又は退職が決まっている場合も交付対象になりますか？

A5 新たに就労を開始した日から1年を超えて従事する見込みがあることが要件となっていますので、1年以内に、離職した、又は離職する予定の方は交付対象になりません。また、補助金の交付を受けた後に退職し、要件を満たさなくなった場合は、補助金を返還していただきます。

Q6 就労3年目支援金又は就労6年目支援金の場合、途中で退職した、又は退職が決まっている場合も交付対象になりますか？

A6 各補助金の要件を満たす前に退職した場合は、交付対象になりません。また、申請時点において継続して保育士等として在職していることが要件となっていますので、勤続期間などの要件を満たしている場合でも、退職後に申請した場合は交付対象になりません。

Q7 雇用契約上、勤務時間が1月につき120時間以上との要件になっていますが、実際の勤務時間が下回ることがあれば交付対象外になりますか？

A7 勤務条件等の要件を雇用契約上満たしていることが条件です。暦(こよみ)の関係で実際の勤務時間が要件を下回ってしまう月があっても、交付対象外にはなりません。ただし、明らかに要件を満たさない勤務状況が続く場合は、勤務状況を調査した上で、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

Q8 勤続期間の計算について、これまで勤務していた保育施設等から同じ法人の系列の保育施設等に異動した場合は、勤続期間に含めることができますか？

A8 市内での異動に限り、同一の保育施設等での勤続期間として計算することができます。

Q9 勤続期間に育児休業や産休期間が含まれるが、勤続期間に含めることはできますか？

A9 育児休業や産休期間については、休暇・休業前の雇用形態と復職後の雇用形態が変わっていない場合に限り、勤続期間に含めることができます。

Q10 同じ法人系列で市外の保育施設等から人事異動で市内保育施設等に異動となった場合、この補助金の交付対象となりますか？

A10 就労1年目支援金は、市内保育施設等に採用され、保育士等として当該施設で新たに就労を開始することが要件となっていますので、市外施設からの人事異動により市内保育施設等で勤務することとなった場合は、交付対象になりません。

Q11 令和5年4月1日より前から勤務していて、就労3年目、就労6年目を迎える職員に対する補助金などの支援はないのですか？

A11 本事業は、保育士等の不足を要因とした入所待ち児童の解消を図るため、新たな人材の確保による人員の増加を目的としていることから、令和5年4月1日より前から既に勤務されている方は補助金の交付対象とはなりません。

Q12 交付を受けた補助金について、税負担は発生しますか？

A12 小樽市から支給される雑所得となります。
補助金を含めた1年間（1月～12月）の雑所得が20万円以下であれば確定申告は不要ですが、20万円を超える場合は確定申告が必要となります。
申告手続き等については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

申請書記載例

様式第1号（第7条関係）

令和5年 〇月 〇日

（宛先）小樽市長

申請者

住所 小樽市花園2丁目12番1号

氏名 ● ● ● ●

電話番号 0134-32-4111



小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付申請書

小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

記

申請する補助金	<input checked="" type="radio"/> 就労1年目支援金 ・ 就労3年目支援金 ・ 就労6年目支援金
申請する額	100,000 円
現在勤務している市内保育施設等の名称	花園保育園
就労開始年月日	令和5年 4月 1日
要件を満たした日	令和5年 4月 1日
前職（市内保育施設等）の有無	有（退職年月日 年 月 日 前職の勤務先： ） ・ <input checked="" type="radio"/> 無
添付書類 （添付する書類の □欄をチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）して ください。）	<input checked="" type="checkbox"/> 保育士登録証又は幼稚園教諭の普通免許状の写し <input checked="" type="checkbox"/> 雇用証明書（様式第2号） <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書（様式第3号） <input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し <input type="checkbox"/> 就労1年目支援金に係る交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 就労3年目支援金に係る交付決定通知書の写し

1年目支援金：就労開始年月日
3年目支援金：勤続2年が経過した日
6年目支援金：勤続5年が経過した日

※「申請する補助金」の欄は、該当するものに○を付けてください。

振込先口座			
振込先 金融機関	● ●	<input checked="" type="radio"/> 銀行 ・ 金庫 ()	小樽 本店・ <input checked="" type="radio"/> 支店 支所・出張所
預金の種目	<input checked="" type="radio"/> 1 普通	2 当座	
口座番号	XXXXXXXX		
口座名義	(フリガナ) ● ● ● ● ● ● ● ●		
	(名義人氏名) ● ● ● ●		

※口座名義については、必ず申請者氏名と一致すること。

様式第2号（第7条関係）

雇用証明書

氏名	●● ●●
住所	小樽市花園2丁目12番1号
勤務先	花園保育園
雇用期間 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 期限なし <input type="checkbox"/> 期限あり (年 月 日まで) 更新の有無 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
雇用形態 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約/臨時 <input type="checkbox"/> その他 ()
職種 (該当に○)	<input checked="" type="radio"/> 保育士 ・ 保育教諭 ・ 幼稚園教諭
就労形態	1月当たりの勤務時間： 150 時間 (1日当たり： 7.5 時間、1月当たり： 20 日)

上記のとおり、在職していることを証明します。

令和5年 ■月 ■日

事業所名： (運営法人名等を記載してください)

雇用主名 (代表者名)： (代表者名を記載してください)



施設名称： 花園保育園

施設所在地： 小樽市■■■丁目■■番■■号

電話番号： 0134-■■-■■■■

担当者名： ■■ ■■

様式第3号（第7条関係）

誓約書

私は、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 1年を超えて継続して同一の保育施設等に保育士等として従事します。
- 3 小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。
- 4 小樽市が小樽市保育士等就労定着支援事業費補助金の交付要件を満たしているか確認するに当たり、必要に応じて就労先に調査等を行うことに同意します。
- 5 小樽市が行う本事業の効果等に関する調査等に協力します。

申請日と同日としてください

令和5年 ●月 ●日

(宛先) 小樽市長

申請者 住所 小樽市花園2丁目12番1号
氏名 ●● ●● 印
(自署の場合は不要)